

第5章 計画の推進に向けて

1. 耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。

このため、県等の所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときに、当該建築物の所有者等に必要な指導及び助言を行います。

町は、本町の所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

2. 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

法律で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物と耐震改修促進計画で耐震診断を義務付けた建築物については、まず、県が建築物の所有者等に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者等については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨を公報及び県ホームページ等で公表します。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合、県は必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨を公報及び県ホームページで公表します。

公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令を実施します。

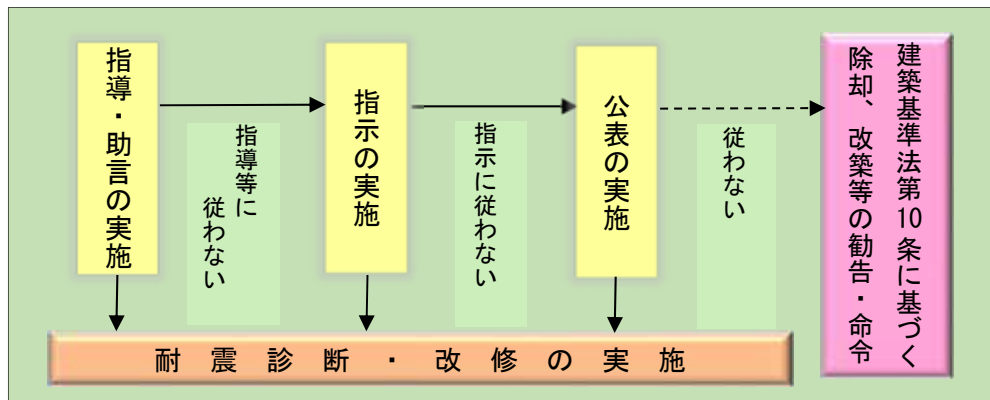


図 5-1 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

3. 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者等から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、県ホームページで公表します。